# 令和7年度 沼津小学校 いじめ防止基本方針

平成25年6月28日に公布され、9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」、同年9月28日に施行されたこの法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えの下、学校教育全体を通じて繰り返し指導することにより、児童一人一人の心に根付かせていく。また、情報収集を積極的に行い、教育相談体制の充実、保護者との連携強化を図ることにより、いじめの根絶に努めていく。

## 目指す児童像

「つながる力 」と「 生きぬく力 」の 育成 ~ふるさと教育と ICT 教育を通して~

ぬ やりぬく意欲と協働学習(確かな学力)

ま まごころで、言葉を交わし仲間づくり(豊かな心)

# いじめ対策委員会

いじめ対策委員会はいじめ事案発生の有無に関わらず児童理解の 研修会等からいじめの予兆と判断できる事案について「状況把握」「指 導対応」「関係職員への支援・援助」を行う。

委員は校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当者とし、 必要に応じて、関係学級担任を加える。 専門家·外部関係者

〇地域協力者

民生児童委員

○専門家

SSW、SC. 医療機関

#### 育友会・地域との連携

地域行事などを育友会、育成協、ま ちづくり協議会等の団体と連携・協働 する行う中で、児童の心を豊かにする 体験活動の充実を図り、多くの方との 関わる中で自尊感情、自己肯定感、集 団への所属感を高めさせる。さらに人 間関係を構築する力の育成に努める。

#### 関係機関との連携

壱岐市教育委員会、 行政機関との連携を図 る。事案発生の際には、 SSWやSC等の支援を 要請し、関係機関との連 携を図る。

#### 児童会

学校生活の問題点を議題として代表委員会で協議し、自らの学校生活の向上を図る意識を育てる。その中で、許されない言動への問題意識などを高め、自発的に対処する能力を育成する。

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等)第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

# いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### いじめの防止

いじめを生まない・許さない、子どもが生き生きとした学校づくりに向け、次の5項目の充実を図る。

- ① 児童理解の会、いじめ対策委員会及び教育相談体制の充実を図る。
- ② 研修等を実施し、よりよい集団、より豊かな人間関係の育成を図る技能と指導力を高める。
- ③ 人権教育を推進し、相互に思いやる気持ち、尊敬・尊重する心、生命を大切にする指導を徹底する。
- ④ 道徳教育を推進し、道徳的心情を育み、道徳的判断力を高め、道徳的実践力を身に付けさせる。
- ⑤ 家庭・地域との連携を密にし、より豊かな体験活動の充実に努める。

### いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも起こり得る」という認識のもと、早期発見に向け、次の5項目の充実を図る。

- ① 定期的なアンケート調査、個人面談等を行い、いじめの萌芽を見逃さない。
- ② 子どもが気軽に相談できる教育相談体制の充実を図り、保護者との面談を行う。
- ③ 日常の児童の観察を行い、細かなことでも校内で情報交換を行い、共通理解を行う。
- ④ 個人記録簿を作成し、必要に応じて日々の変容など記録する。
- ⑤ 家庭・地域との連携を密にして、いじめの萌芽を見逃さない。

### いじめに対する措置

いじめを認知した際は、いじめ対策委員会を早急に開催し、次の5項目を視点に情報収集・早期対応に 取り組む。

- ① いじめられた児童及びいじめを通報した児童の話を正確に聞き取り、いじめの実態を把握するととも に、いじめられた児童の心情に寄り添い、安心させる。
- ② 対応を組織で行うことを徹底し、被害者、加害者及び保護者等への対応のための体制を整える。事例 によってはSC 等の支援を要請する。
- ③ いじめられた児童・保護者への対応を誠実かつ迅速に行う。必要に応じては、臨床心理士等の専門家の支援の要請を行う。
- ④ いじめた児童への指導及び保護者への説明を行うとともに、改善に向けての指導・助言・援助を行う。 また、再発防止の観点から、いじめた児童の人権についても配慮するよう心掛ける。
- ⑤ 学級全体に対して指導を行うことにより再発防止を図るとともに、より豊かな人間関係の構築に向かわせる。

### 重大事態発生時の取組

- ① 重大事案が発生した場合は、速やかに壱岐市教育委員会及び関係機関へ報告する。
- ② 壱岐市教育委員会の指導を仰ぎながら、いじめを受けた児童・保護者への対応を最優先に、いじめ対策委員会を中心とする組織的対応を行う。
- ③ 外部との連絡・調整は、校長(教頭)に一本化し、情報が漏洩することがないよう徹底した管理を行う。